

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「会社」という。）に入社し、小型特殊車両（ターレットトラック等）の整備業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午前、C所在の被災者自宅において電気コードで縊死しているところを、被災者が出社しないため迎えに来た同僚のDに発見された。

請求人は、被災者は、職場の事実上の上司であるDから継続的に暴力行為を含むパワーハラスメントを受け、その心理的負荷から精神障害を発病し自殺に至ったものであり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）作成の意見書によれば、被災者は平成〇年〇月上旬にICD-10診断ガイドラインの「F3気分（感情）障害」を発病したとされている。被災者の症状の経過等に照らすと、当審査会としても専門部会の意見は妥当なものであると判断する。
- (2) ところで、精神障害に係る業務上外の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (3) 被災者の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、業務による心理的負荷評価表の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。
- (4) 請求人らは、Eの退職後、Dの暴言、暴行は全て被災者に向けられるようになったとして、業務による心理的負荷を「強」と評価すべきであると主張しているため、以下、検討する。

当審査会において関係資料を再度精査したところ、Dの暴言、暴行について、Eは、要旨、「陳述書にある『強い口調』や『怒鳴り』の9割はDから自分に向けられたもので、自分の在籍中、被災者はDから殴る蹴るといった暴行は受けていないと思う。退職後は被災者と会っていないし、電話やメールのやりと

りもしていない。」と述べており、被災者がDから暴言、暴行を受けていたという請求人らの主張を裏付ける客観的資料を見出すことはできなかった。したがって、被災者に、業務による心理的負荷評価表の「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に該当する出来事があったとは認められない。

ただし、被災者の元同僚のFは、要旨、「Dは被災者に仕事を教える関係だったことから、上から発言していたのは事実で、『そうじゃないだろ、こうだろ』と言っているのを聞いた。口調や内容は仕事の範囲だったと思うが、被災者の受け止め方によっては横柄に聞こえたかもしれない。」と述べており、被災者の携帯電話には「仕事で怒鳴られたくない」とのメモが残されていたこと、さらに、D自身も、要旨、「仕事のやり方について、被災者は友達だから厳しくしてしまったかもしれない。」と述べていることから、Dが仕事を教える立場から、被災者に対して厳しい又は横柄と聞こえるような発言をしていたことが認められる。この出来事は、Dは、役職の肩書きはないものの、職場において実質的に被災者より上の地位にあったと認められることから、業務による心理的負荷評価表の「上司とのトラブルがあった」に類推される。しかし、Dによる業務指導の範囲を逸脱した言動等は確認されず、被災者に恒常的長時間労働も認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(5) 以上のとおり、評価期間において、「強」と評価できる強い心理的負荷を伴う業務による出来事は認められないことから、被災者が業務上の事由により精神障害を発病していたとは認められない。

3 以上のとおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。